

「徹底した『司法』主義～722条Ⅰ金銭賠償の原則を素材に～」

1. 条文

第722条（損害賠償の方法…）1項 第四百十七条の規定〔=損害賠償は、別段の意思表示がないときは、金銭をもってその額を定める。〕は、不法行為による損害賠償について準用する。

第723条（名誉毀損における原状回復）他人の名誉を毀損した者に対しては、裁判所は、被害者の請求により、損害賠償に代えて、又は損害賠償とともに、名誉を回復するのに適當な処分を命ずることができる。

2. 金銭賠償の原則の制度と制度趣旨

金銭賠償の原則

例. Aに貴重なコレクションを壊されたBは、Aに「入手困難なものでのお金で弁償されても困る。現物を手に入れて持ってきて欲しい」と要求した。

3. 不法行為の制度趣旨

①1 (= 政策) ②2 な損害の填補

個人の活動の自由の保障

→予測・計算可能性の明確化の要請

基本原則とその変容

過失責任の原則=自己の故意または過失に基づく場合のみ損害賠償の責任を負う
私的自治の原則を側面から支える

4. 刑法との相違からみた制度趣旨

①未遂、②故意と過失、③緊急避難

民法=不幸にして発生した損害負担を誰が最終負担するのが公平かという発想

民法第720条（正当防衛及び緊急避難）…加害行為をした者は、損害賠償の責任を負わない。
2 前項の規定は、他人の物から生じた急迫の危難を避けるためその物を損傷した場合について準用する。

5. 金銭賠償の原則の制度趣旨

1. 3 の観点

損害填補性の観点 → 金銭の万能性

→執行容易性

給付行為の要求

原状回復は加害者に酷な場合あり。

2 の観点 →過失相殺（722条2項）→可分性。